

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

#### 1. 確認の求めを行った年月日

令和4年1月19日

#### 2. 回答を行った年月日

令和4年2月18日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

本件事業は、ユーザ（研究者、発明者、弁理士等）が入力した発明内容（新しいアイデア）及び複数の類似する先行特許文献に基づいて、特許出願書類の記載例のサポートとなる文章を自動出力するシステム（以下「本件システム」という。）を開発・提供するものである。

本件システムの具体的な利用手順は以下のとおりである。

- (1) ユーザは、ブラウザ画面から、発明内容を文章で入力するとともに、先行技術文献である基準特許と類似特許群（500件以下）を文献番号で指定する。
- (2) 本件システムにより、発明内容を分割し、分割された構成に含まれるセンテンスまたは単語を抽出し、その抽出された文字群に基づいて類似文献から当該文字群を説明する該当箇所を抽出し、明細書の項目に合わせて再配置し出力する。
- (3) 当該出力結果は、ブラウザ画面上の編集機能又はワード文書へのエクスポート機能を通じて、弁理士によって修正・確認をされ、特許庁に出願される。

本件システムにおいて、ユーザは、上記（3）においてエクスポートされたワード文書を用いて特許出願を行うにあたり、弁理士に当該文書の内容確認及び修正を受けることを前提とする。すなわち、ユーザは、本件システムを利用する際に、本件システムを用いた最終的な特許出願書類の作成行為に弁理士が確実に関与することについて、例えば、本件システムの利用規約や、別途誓約書等で明確にする。

本件システムの提供先として想定する顧客としては、弁理士、特許業務法人又は弁理士が在籍する企業とし、弁理士が在籍しない企業に対しては別途弁理士又は特許業務法人と出願委託契約を締結することを前提として提供する。

#### 4. 確認の求めの内容

本件事業が弁理士法第75条に抵触するか。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

本件システムを弁理士又は特許業務法人に提供する場合、本件システムが出力する書類データは弁理士又は特許業務法人のみがアクセスできるものであるから、本件システムを用いた書類作成行為は弁理士の監督下で行われており、弁理士法違反とされないと考えられる。

他方、本件システムを弁理士が在籍する企業又は弁理士が在籍しない企業に提供する場合、本件システムを用いた書類作成行為に弁理士が関与することが確実に担保されるよう、十分かつ客観的な制度的・運用の手当を講じている限りにおいて、当該書類作成行為は弁理士法違反に該当しないと考えられる。

ただし、本件システム利用の具体的態様により、弁理士が書類作成に実質的に関与しておらず、いわゆる「名義貸し」に相当すると認められる場合、本件システムを用いた書類作成行為が弁理士法違反となる可能性がある。

なお、上記回答は、今般照会のあった事業についてのみ判断したものであり、他の事業等における判断を示すものではない。

また、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではない。